

静岡県高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ緊急対策資金利子補給金交付要綱

第1 趣旨

知事は、家畜伝染病予防法（昭和26年5月31日法律第166号。以下「法」という。）により、所有する家畜の殺処分等を実施し、国からの手当金等を受給する見込みの農業者の早期の経営再建等を支援するため、農業者が国からの手当金等を受給するまでの間、農業者に静岡県高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ緊急対策資金を貸し付ける融資機関に対し、予算の範囲内において利子補給金として交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年6月静岡県規則第47号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

(1) この要綱において「殺処分等」とは、次に掲げるものをいう。

ア 法第16条第1項第1号及び第2号の規定により高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患畜、擬似患畜の家畜の所有者が当該家畜を殺すこと。

イ 法第32条の規定により高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜や病原体を広げるおそれがある物品の区域内での移動、県内への移入又は県外への移出を禁止、若しくは制限すること。

(2) この要綱において「手当金等」とは、次に掲げるものをいう。

ア 法第58条に規定する手当金

イ 法第60条第2項に規定する補助金

(3) この要綱において「農業者」とは、県内に家畜を所有するもののうち、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザにより所有する家畜の殺処分等を実施し、手当金等を受給する見込みの農業者をいう。

第3 補助の対象及び補給率等

(1) 利子補給対象資金

融資機関が手当金等を受給する農業者に、手当金等を受給するまでの間のつなぎ資金として貸し付ける金融機関の資金とする。

(2) 資金の限度額

国からの手当金等の受給見込額を超えない範囲で、融資機関が前項の資金を農業者に貸付ける前に静岡県高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ緊急対策資金貸付上限額協議書（様式第1号）により知事と協議した額とする。

(3) 償還期限

1年以内とし、一括償還とする。

(4) 貸付利率

年1.0%以内で、知事が別に定める利率以内とする。

(5) 利子補給率

年1.0%以内で、知事が別に定める率以内とする。

(6) 利子補給金の額

第3の(1)の規定により交付する利子補給金の額は、利子補給の承認の年度により区分し、

1月1日から6月30日まで（以下「上期」という。）及び7月1日から12月31日まで（以下「下期」という。）の各期間における緊急対策資金につき、融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高の総和を年間の日数で除した金額をいう。）に対し、それぞれ第3の(5)に規定する利子補給率を乗じて得た額とする。ただし、融資機関等が実施する利子補給により無利子化される場合を除く。

第4 借入申込及び利子補給の承認

- (1) 貸付けを行う融資機関は、緊急対策資金を貸し付ける前に静岡県高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ緊急対策資金取扱金融機関の指定申請書（様式第2号。以下「指定申請書」という。）を知事に提出する。

知事は、融資機関より指定申請書の提出を受けたとき、その内容を審査し、適当と認められたものに対して、静岡県高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ緊急対策資金取扱金融機関の指定承認書（様式第3号）を交付する。

- (2) 農業者が借り入れる場合は、次に掲げる書類を融資機関に提出する。なお、借入申込金額は、万円単位とする。

ア 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ緊急対策資金借入申込書（融資機関所定のもの）

イ 債務保証を付す場合は、静岡県農業信用基金協会宛ての債務保証委託申込書

ウ その他融資機関が必要と認める書類

- (3) 利子補給の承認

ア 融資機関は、前項の当該借入の申込に係る緊急対策資金を貸し付けようとするものについて、静岡県高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ緊急対策資金利子補給承認申請書（様式第4号。以下「利子補給承認申請書」という。）に、前項により提出された書類一式の写しを添えて知事に提出するものとする。

イ 知事は、前項の規定による利子補給承認申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、当該緊急対策資金についての利子補給の承認又は不承認を決定し、利子補給承認書（様式第5号。以下「利子補給承認書」という。）を融資機関に通知するものとする。なお、知事は、利子補給の承認を決定するに当たっては、必要な条件を付けることができるものとする。

- (4) 利子補給の承認の変更

ア 融資機関は、利子補給承認書の受領後、貸付金額、償還日等を変更しようとする場合には、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ緊急対策資金利子補給承認変更申請書（様式第6号。以下「利子補給承認変更申請書」という。）を知事に提出するものとする。

イ 知事は、利子補給承認変更申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、当該緊急対策資金についての利子補給の変更の承認又は不承認を決定し、静岡県高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ緊急対策資金利子補給変更承認書（様式第7号。以下「利子補給変更承認書」という。）を融資機関に通知するものとする。

ウ 融資機関は、利子補給変更承認書の受領後、貸付けの実行を中止したときには、速やかに知事に利子補給承認変更申請書を提出するものとする。

第5 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書(様式第8号)

イ 利子補給計算書(様式第9号)

(2) 提出期限

上期(1月1日から6月30日まで)の利子補給金に係るものについては当年の7月10日まで、下期(7月1日から12月31日まで)の利子補給金に係るものについては翌年の1月14日まで

第6 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 農業者は、国や県から手当金等の支払のあった後、償還期限にかかわらずこれを遅滞なく、借入金債務の弁済に充てるものとする。
- (2) 融資機関は、利子補給承認または利子補給変更承認を受け、農業者に対し貸し付けたとは、速やかに、静岡県高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ緊急対策資金貸付実行報告書(様式第10号)により知事に提出しなければならない。
- (3) 融資機関は、繰上償還があったときは静岡県高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ緊急対策資金繰上償還報告書(様式第11号)により知事に提出しなければならない。
- (4) 保証人及び担保は、徴収しないものとする。ただし、原則として、静岡県農業信用基金協会の債務保証を付すものとする。

第7 実績報告

規則第12条に規定する実績報告及び規則第13条に規定する交付額の確定等は、利子補給金交付申請書及び交付決定通知書の通知を兼ねるものとする。

第8 請求の手続き

(1) 提出書類 1部

請求書(様式第12号)

(2) 提出期限

上期(1月1日から6月30日まで)の利子補給金に係るものについては当年の7月31日まで、下期(7月1日から12月31日まで)の利子補給金に係るものについては翌年の1月31日まで

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。